**道路に張り出した樹木等の伐採のお願い**

道路や歩道への樹木の枝の張り出し及び倒木は、歩行者や自動車等の通行の妨げになる場合があります。

　次のような状況が見られる土地の所有者の方は、樹木の伐採、または枝払いをお願いします。

（１）車道や歩道に樹木が張り出している。

（２）枯れ木や枯れ枝等により通行に支障がある（またはその恐れがある。）。

（３）竹林の繁茂により通行への支障がある（またはその恐れがある。）。

（４）倒木の恐れがある。

　このような場合、樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合、樹木の所有者に責任を問われる可能性があります。

**作業時の注意事項**

　電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの九州電力またはNTTに連絡し、立会いのもとで行ってください。

　作業をするにあたっては、歩行者や自動車等の安全を確保するとともに、樹木からの転落防止等に十分ご注意ください。

**お問い合わせ先**

　〒822-1392　福岡県田川郡糸田町1975番地1

　糸田町役場　建設住宅課　建設係

　電話：0947-26-1242

　FAX：0947-26-1651